

条 例

議会の議決を経た「千曲市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例」をここに公布する。

令和4年3月28日

千曲市長 小川 修 一

千曲市条例第2号

千曲市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

千曲市職員のサービスの宣誓に関する条例（平成15年千曲市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

第3条 新たに職員となった者は、別記様式による宣誓書を任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項に規定する県費負担教職員については千曲市教育委員会。以下同じ。）に提出しなければならない。

様式第2号を削り、様式第1号を別記様式とする。

別記様式（その1）（第3条関係）

（県費負担教職員を除く職員）

宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、千曲市職員として地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名

別記様式（その2）（第3条関係）

（県費負担教職員）

宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、千曲市教育職員として地方自治及び教育の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名

附 則

この条例は、公布の日から施行する。